

令和7年度山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金

空き家を有効活用し、移住・定住の促進を図るため、空き家バンクに登録された空き家を利用し、山形市に移住・定住をする方に対し、宅建業者に支払う取引の仲介手数料に係る補助金を、山形市の予算の範囲内で交付します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方です。

- (1) 令和7年4月1日以後に登録物件を協力事業者の仲介により売買又は賃貸借の契約を締結した方（法人及び個人事業主を除く。）で、当該登録物件に居住している方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 令和2年4月1日以後に山形市に住民登録をした方で、山形市に住民登録をするまで引き続き10年以上市外に居住し、かつ、前号の登録物件に住民票上の住所を有する方
 - イ 東日本大震災により被災し、山形市に避難している方及び山形市総務部防災対策課が保有する「民間施設避難者名簿」に記載され、当該名簿の居住地が登録物件である方
- (3) 山形市の市税の滞納がない方

2 補助対象経費

補助対象者が宅建業者に支払った宅地建物取引業法の規定による登録物件の売買または賃貸借の契約に係る取引の仲介手数料

3 補助金の額

補助対象経費（消費税および地方消費税相当額を含む。）の2分の1以内（上限額5万円）とします。補助金交付の決定の順番は、申請の順番となります。

4 申請

山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書（兼）同意書に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、申請してください。

- (1) 登録物件に係る売買または賃貸借の契約書の写し
- (2) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し（登録物件に居住していること及び山形市に住民登録をするまで引き続き10年以上山形市外に居住していたことが分かるもの）
※東日本大震災の被災者は除く
- (3) 補助対象経費に係る宅建業者の領収書（補助対象経費の内容が分かるものに限る）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類



★問合せ先・申請先★

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市まちづくり政策部住宅政策課（山形市役所9階）
電話 023-641-1212（内線470、471）
E-mail: jutaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp